

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る特定随意契約
契約の内容	物品又は役務の概要	鳥取市気高町総合支所の清掃
	規格・品質等	①気高町総合支所庁舎1階・2階の玄関・ホール・廊下・階段の床清掃とトイレの清掃 ②守衛室・休憩室・湯沸室の清掃
	数量等	①床面日常清掃（ホール、廊下、階段等）を毎日実施する。 ②床以外日常清掃（トイレ）を毎日実施する。 ③守衛室、休憩室(土足部分)・湯沸室清掃を週2日実施する。
	納入場所又は履行場所	鳥取市気高町総合支所（鳥取市気高町浜村282番地1）
	納入期限又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約締結予定日		令和8年4月1日
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1) 定期的、継続的に業務を行えること。 (2) 業務手順の変更があった場合に柔軟な対応ができること。 (3) 別記個人情報取扱特記事項を遵守できること。 (4) 本市に毎月の業務実績報告が行えること。 (5) 「契約の内容」に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。
契約申込みの申請先		鳥取市気高町総合支所地域振興課 （鳥取市気高町浜村282番地1） 電 話0857-82-0011 FAX0857-82-1067
契約申込みの期限		令和8年3月19日
契約の相手方の決定方法及び選定基準		次の4つの選定基準により契約の相手を決定する。 (1) 令第167条の2第1項第3号に規定された者であること。 (2) 「契約担当職員が特に必要と認める事項」を確実かつ適切に行える見込みがあること。 (3) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること。 (4) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること。